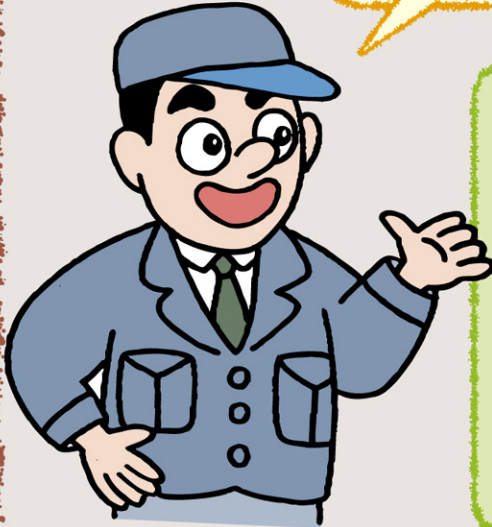


# 事業計画の認定基準は？

## Q

どんな事業を行えば、  
認定が受けられるんな？

## A



地域産業資源活用事業は、その事業を行う中小企業者だけでなく、地域の他の中小企業者による地域資源を活用した事業活動の促進に寄与するものであることが求められるんじや。地域経済活性化への寄与という観点から、新規性や需要開拓の可能性等の評価基準が定められているんじやよ。



地域産業資源活用事業計画の支援に当たっての評価基準が以下のように定められています。

### (1) 地域産業資源の新たな活用の視点の提示

- 地域産業資源の活用について何らかの新たな発想がみられ、地域の中小企業者等に新たな視点を提示するものであることが必要です。
- 新たな発想・視点とは、品質、機能または効用が従来の商品や役務とは異なる商品の開発・生産または役務の開発・提供や、新たな生産加工技術や役務提供方式の導入による事業方式の大幅な改良などです。

### (2) 需要開拓の可能性

- 事業実施によって需要開拓が図られる見通しが示されていることが必要です。
- 需要開拓の程度は、当該事業における商品等の域外に対する販売が増加し、それが当該中小企業者の総売上高にとって相当程度大きなものとなることと定められています。
- 具体的には、事業開始前の総売上高の5%以上が基準となります。  
(ただし、新事業分野の需要開拓を図る場合等においては、事業として成り立つ程度の規模以上であることが基準となります。)

### (3) 地域における関係事業者等との連携

- 地域の事業活動の促進につなげる観点から、地域資源生産者、関係団体等との連携を図ることが期待されます。

→四国内地域資源活用事業計画認定一覧(29ページ参照)